

自然環境研究センター理事長 殿

申請者(1)

住所〒

電話

氏名(記名押印又は署名)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及びその加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 びその加工 品	種 名	
	区 分 該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、余白 に具体的内容を記入すること。	生体・卵・はく製・標本・その他()
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	体長(2) 全長(2) 体重 性別 その他の特徴(3)
	所 在 地	
登 録 の 対 象 と な る 要 件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	1 本邦内において繁殖させた個体又はその加工品であること(政令(4)第4条第1号関係) 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体又はその加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又はその加工品であること(政令第4条第2号関係) 3 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体又はその加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体又はその加工品であること(政令第4条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又はその加工品であること(政令第4条第3号ロ関係) (3) ワシントン条約附属書 に掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書 から除かれている個体又はその加工品(政令第4条第3号ハ関係)	
動植物の管 理者(所有 者と異なる 場合)	住 所	電 話
	氏 名	

- 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。
- 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

自然環境研究センター理事長 殿

申請者(1)

住所〒

電話

氏名(記名押印又は署名)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及びその加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の器官等	種 名	
	器官等の区分(2)	
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	全長 重量 その他の特徴(3)
	所 在 地	
登 録 の 対 象 と な る 要 件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	1 本邦内において繁殖させた個体又はその加工品であること(政令(4)第4条第1号関係) 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体の器官又はその加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体の器官又はその加工品であること(政令第4条第2号関係) 3 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体の器官又はその加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体の器官又はその加工品であること(政令第4条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又はその加工品であること(政令第4条第3号ロ関係) (3) ワシントン条約附属書 に掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書 から除かれている個体の器官又はその加工品(政令第4条第3号ハ関係)	
動植物の管理者(所有者と異なる場合)	住 所	電 話
	氏 名	

- 1 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。
- 2 器官等の区分については、政令別表第4に掲げられた区分に応じて記入すること。
- 3 色、模様等同種の他の個体等との識別を容易にする特徴を記載すること。
- 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令